

2015フェスティバル豊田 出店規定

フェスティバル豊田（以下「当イベント」とする。）への出店に関し、次のとおり定める。

（基本的事項）

第1条 当イベントへ出店するにあたっては、実行委員会で定めた事項を必ず遵守するものとする。

（出店申込）

第2条 出店の申し込みにあたっては、実行委員会の指定する申込書により申し込むものとする。

2 出店数が予定数を超えた場合、市内の希望者を優先した上で、実行委員会での厳正なる抽選により決定するものとする。

（出店場所）

第3条 当イベントに出店できる場所は、次のとおりとする。なお、アミューズ豊田屋内での水類・火類を使用する出店はできない。ただし、実行委員長が承認する場合は、可とする。

出店場所 アミューズ豊田（磐田市上新屋304）

屋外 ステージ前広場（実行委員会が指定する場所）

屋内 アミューズ豊田内（メインアリーナ）

（出店料金）

第4条 当イベントへの出店料金は、下表のとおりとする。

屋外出店料金

項目	出店料金（円）
市外出店者	18,000
市内個店出店者	10,000
市内団体出店者	8,000
物販なし	3,000

屋内出店料金

項目	出店料金（円）
市外出店者	5,000
市内個店出店者	4,000
市内団体出店者	3,000
物販なし	1,500

※上記料金は、1テント（ブース）あたりの金額です。

※市内団体の金額は1団体としての金額です。但し屋外については、1テント追加について1テント当たり

4,000 円を別途徴収させていただきます。

2 前項の出店にあたって、1 テント（ブース）あたりの仕様は、次のとおりとする。

- ・屋外 1 テントあたりの仕様
3 坪テント 1 張・テーブル 2 本・イス 2 脚付き
- ・屋内 1 ブースあたりの仕様（3 坪）
テーブル 2 本・イス 2 脚付き

※これ以外で必要とする場合は、下表のとおり別途料金がかかります。

追加料金（屋外）

項目	料 金（円）	備 考
1 テント分	屋外出店料金表のとおり	
テーブル	1,000	1 本あたり
イス	400	1 脚あたり
白テーブルクロス	500	1 枚あたり
電気使用料金	1,000	1KW あたり

追加料金（屋内）

項目	料 金（円）	備 考
1 ブース分	屋内出店料金表のとおり	
テーブル	1,000	1 本あたり
イス	200	1 脚あたり
白テーブルクロス	500	1 枚あたり

（ごみの処理）

第 5 条 出店者は、当イベントの参加にあたって出るごみは、自らの責任で回収・処理するものとする。

（駐車場）

第 6 条 出店者は、指定の駐車場以外に駐車しないものとする。

（禁止事項）

第 7 条 出店者は、実行委員会から借り受けるスペースを第 3 者に転貸または譲渡できない。また、生き物の販売や危険物の持ち込み、拡声機の使用を禁止する。

2 酒類の販売は禁止する。（但し、みやげ用は除く）

3 発電機の持込み、使用は禁止します。

（その他）

第 8 条 出店者は、出店規定を必ず遵守するものとする。なお、実行委員会の指示等に従わない場合、本年もしくは、次年以降の出店はできないものとする。

2 火気使用者は「業務用消火器」を用意し必要に応じ使用できる状態にしておくこと。（磐田市火災予防条例第 26 条から第 30 条までの規定するもの）

2015 フェスティバル豊田 フリーマーケット出店規定

フェスティバル豊田（以下「当イベント」とする。）のフリーマーケット出店に関し、次のとおり定める。

（基本的事項）

第1条 当イベントへ出店するにあたっては、実行委員会で定めた事項を必ず遵守するものとする。

（出店申込）

第2条 出店の申し込みにあたっては、実行委員会の指定する期日までに申し込むものとする。

2 出店数が予定数を超えた場合、実行委員会での厳正なる抽選により決定するものとする。

（出店場所）

第3条 当イベントにおける出店場所は、実行委員会が予め指定するものとする。なお、1区画あたりの広さは2m×2mとし、原則として、1組1区画とする。

（販売品目）

第4条 出店者が販売できるものは、家庭雑貨や衣類などとし、食料品を除く。

（出店料金）

第5条 当イベントへの出店料は、1区画あたり2,000円とする。ただし、地域の団体等にあつては、1区画あたり1,000円とする。

（ごみの処理）

第6条 出店者は、当イベントの参加にあたって出るごみは、自らの責任で回収・処理するものとする。

（駐車場）

第7条 出店者は、指定の駐車場以外に駐車しないものとする。

（禁止事項）

第8条 出店者は、実行委員会から借り受けるスペースを第3者に転貸または譲渡できない。また、生き物や危険物の販売・持ち込み、拡声機の使用を禁止する。

（その他）

第9条 出店者は、フリーマーケット出店規定を必ず遵守するものとする。なお、実行委員会の指示等に従わない場合、本年もしくは、次年以降の出店はできないものとする。

2015フェスティバル豊田 フリーマーケット参加規定

- 1 場 所 アミューズ豊田（磐田市上新屋304）
屋内メインアリーナ
- 2 区 画 2m×2m
- 3 募集区画 1組1区画
応募者多数の場合は、実行委員会で抽選の上、決定する。
- 4 出店時間 10時～15時30分
- 5 出店料 2,000円
- 6 販売品目 家庭雑貨、衣類など ※食品の販売を除く
- 7 募集期限 9月11日（金）
- 8 そ の 他 出店場所は、実行委員会で抽選の上、指定する。